

岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル

参加表明書等への質問に対する回答書

プロポーザル手続実施の公告

NO.	質問	回答
7 審査委員会		
1	審査委員会の審査員名の公表はありませんか。	審査委員は、学識経験者5名、市民1名及び市職員1名の7名です。なお、委員の氏名は、最優秀案事業者名と合わせて公表する予定です。
2	審査委員会について、審査委員会の構成及び委員氏名についてお教えてください。	(同 No.1)
3	審査員について、どのような分野の方で構成されているのか教えていただけませんか。	(同 No.1)

プロポーザル説明書

NO.	質問	回答
2 業務の概要 (4)予定価格		
4	予定価格には低入札調査価格や最低入札失格価格の設定はありますか。	設定していません。
5	設計業務報酬の最低価格の設定はございますでしょうか。	(同 No.4)
6	積算業務及び執務環境等調査業務などその他付帯業務の人工工数のそれぞれの内訳をご提示いただけますでしょうか。	その他付帯業務[仕様書(2)追加業務の内容及び範囲]に係る人工工数は非公表とします。
3 受託者の選定		
7	代表企業参加者から、先ず、「参加表明書に添付する技術資料の評価基準」により選定されたおおむね5者を選定し、そのおおむね5者から「技術提案書を特定するための評価基準」によって最優秀案事業者を特定する2段階の設定とする理解でよろしいでしょうか。そのときヒアリングの位置づけはどのようなものでしょうか。	最優秀案事業者特定までの流れは、貴見のとおりです。 また、ヒアリングは、技術提案書の特定にあたり、提案内容の評価の参考とするため実施するものです。

NO.	質問	回答
8	代表企業は、最優秀案事業者として特定された後、2 者以上の市内企業を選定し、設計共同体を組成しなければならないとあります。そのとき、市内企業選定後 2 週間以内に「設計共同体協定書」を市に提出するとありますが、最優秀案事業者として特定された後の「設計共同体協定書」を市に提出する期限はありますか。	最優秀案事業者に特定された日から 3 週間を目途に「設計共同体協定書」を提出してください。
9	最優秀案事業者が自らの判断により市内企業候補者の中から 2 者以上を選定するとありますが、その割合の業務量や支払いの履行確認等、又、事務所履行能力等どのようにお考えでしょうか。契約間結成となり、自らの判断では難しいのではないのでしょうか。又 2 者以上とありますが例えば 10 者選定されても問題ないのでしょうか。	設計共同体協定内容等は、最優秀案事業者と市内企業候補者で協議し、自らの責任において判断すべきものと考えています。また、設計共同体における市内企業の数に上限は設けません。
10	出資比率の上限はないのでしょうか。又、出資比率の評価により基本的にどこをどのように評価するのですか。	出資比率に上限は設けません。また、評価基準については非公開です。
11	市内企業の出資比率が 15%以上と記載がありますが、契約用企業体結成の目的の為の名義貸しの問題もあり、会社規模、従業員数等で比率の制約はないのでしょうか。	会社規模等による出資比率の制約は設けません。 なお、虚偽の記載又は記載内容と異なる取扱いが行われたと認められる場合は、説明書「19 その他」(5)に基づく措置を行います。 また、本市に損害が生じた場合は賠償を求めることもあります。
12	出資比率の最終市内業者への支払、又業務量の確認はどのように確認されますか。	利益金の配分や業務量等の確認は致しません。 なお、記載内容と異なる取扱いが行われたと認められる場合は、説明書「19 その他」(5)に基づく措置を行います。 また、本市に損害が生じた場合は賠償を求めることもあります。
4 参加資格		
13	代表企業参加者と市内企業参加者は代表者が同一、または同族系列の複数企業が両方に参加表明は提出できるのでしょうか。	同一の法人又は個人会社が、代表企業と市内企業に重複して参加表明することはできません。ただし、同一の代表者であっても、別の法人又は個人会社である場合は、各々が参加表明をすることができます。
14	企業参加者は代表者が同じ、または同族会社が重複して参加表明は提出できますか。	(同 No.13)
15	参加要件を満たす、二つの会社の代表者が同じ場合、各々が参加表明をすることに問題はありませんでしょうか。	(同 No.13)

NO.	質問	回答
16	共同体市内業者の代表者の最低の選定基準はありますか。例えば数名のスタッフの企業では妥当だと考えられませんがお考えをご教示ください。	市内企業参加者の資格要件は、説明書 2 ページ「4 参加資格」のとおりです。
17	公告文の「4 参加資格及び評価項目」の(1)参加資格ア 代表企業参加者及び市内企業参加者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。の(ア)で岐阜市競争入札参加資格名簿に支社登録されていて代表企業参加表明書以降の書類を全社体制にて提出する場合、本社長より支社長への委任状は必要でしょうか。	不要です。
8.9 参加表明書の提出 (代表-様式第 2 号)		
18	主任担当技術者が協力事務所の場合、協力事務所名の記載は必要でしょうか。	管理技術者及び各主任担当技術者は、代表企業に所属する従業員でなくてはなりません。
19	各分野の技術職員数において、代表企業と協力事務所の人数を区別して記載する必要がありますでしょうか。また、その場合の記載方法について教えてください。	記載する技術職員数は、代表企業に所属する従業員についてです。
(代表-様式第 3 号) ①業務実績		
20	実績として、海外の物件については含めないと考えて宜しいでしょうか。	海外物件は、法令をはじめ国内と条件が異なる部分が多いため、業務実績には含めません。
21	事務所の同種業務及び類似業務の実績に、国外業務を含めてもよろしいでしょうか。	(同 No.20)
22	同種業務には、執務室及び窓口を主とする「警察署」や「運転免許センター」を含めてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、当該施設を含め、同種・類似の区分については、調査等を行うことがあります。
23	JVとしての実績がある場合、出資比率が高いほうを代表として考えてもよろしいでしょうか。	実績は、あくまでも代表構成員として責任を持って業務を完了した実績を求めていることから、出資比率が 1 位であっても代表構成員でなければ実績には含めません。
24	事務所の同種業務及び類似業務の実績において、同事業の基本設計と実施設計が別契約である場合は、各々別業務として記載してもよろしいでしょうか。	基本設計及び実施設計を別々の契約で両方ともに行った場合は、2 件ではなく 1 件の実績としてください。
②業務内容		
25	設計コンセプトなどの記載内容には文章を補完するイラスト・イメージ・写真等を含めてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

NO.	質問	回答
(代表-様式第 4.5 号)		
26	「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計に係るプロポーザル手続実施について」p2 において、(2)評価項目表中の「2 技術者の能力」欄の「評価事項」が管理技術者および建築(意匠)主任担当技術者についてのみとなっていることから、様式第 5 号は(意匠)主任担当技術者について作成し、その他の分野(構造・設備等)における主任担当技術者については作成不要と考えてよろしいでしょうか。	管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者以外についても、作成してください。
27	様式第 3 号の注意事項(類似業務は・・・)は様式第 3 号のみに該当し、様式第 4 号、第 5 号に記載する実績には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	様式第 4 号及び様式第 5 号にも該当します。
28	様式第 4 号および第 5 号に記載する管理技術者および各主任担当者技術者の実績は、その技術者が過去に他社で担当した物件も記載してよろしいですか。	貴見のとおりです。
29	様式第 4 号及び 5 号について、管理技術者及び各主任担当技術者の同種業務及び類似業務の実績において、同事業の基本設計と実施設計が別契約である場合は、各々別業務として記載してもよろしいでしょうか。	基本設計及び実施設計を別々の契約で両方ともに行った場合は、2 件ではなく 1 件の実績としてください。
(添付書類) ①全体		
30	「法人登記簿謄本の写し」、「一級建築士事務所の登録証」、「労働者名簿及び雇用保険の写し」は、代表企業に関する書類のみを添付することによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
②(3)一級建築士免許証		
31	「参加表明書に記載した一級建築士、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士の免許証の写し」とは、様式第 4 号および第 5 号に記載した管理技術者および各主任担当者技術者のうち、それらの資格を持っている者の免許証の写しと考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
32	(3)参加表明書に記載した一級建築士、構造一級建築士及び設備一級建築士の免許証の写しとありますが、建築担当:一級建築士、構造担当:構造一級建築士、設備担当:設備一級建築士が必須でしょうか。	説明書「5 業務実施上の条件」とおり、各主任担当技術者については必須の保有資格を定めておりません。

NO.	質問	回答
③(4)労働者名簿もしくは雇用保険の写し		
33	市内企業参加表明書の添付資料内に労働者名簿とありますが、どのような書式のものを使用すればよろしいでしょうか。共通化を含み難型の提示をお願いします。	雇用保険被保険者証の写しに代わり、参加表明書④に記載した従業員の雇用関係を確認できるものであれば、様式は問いません。なお、雇用関係の確認に必要と思われる資料を添付してください。 (例)健康保険証の写し
34	「労働者名簿もしくは雇用保険の写し」とは、様式第4号および第5号に記載した管理技術者および各主任担当者技術者の労働者名簿もしくは雇用保険被保険者証と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
35	市内企業参加資料に、労働者名簿若しくは雇用保険の写しの添付義務がありますが、各々は申請時事務所登録に添付されています社員名簿と同一でなければならないと考えてよろしいでしょうか。又、名義貸しという問題もあり、事務所の労働者勤務の確認や、タイムカード等の常時雇用の証明等も必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。	参加表明書④に記載した従業員の雇用関係がわかる資料を添付してください。なお、所属する従業員の勤怠状況に係る書類の提出は必要ありません。
④(6)業務実績を証する書類 ・契約書の写し		
36	「A 契約書の写し」は、業務実績の契約書であることがわかる契約書の鑑ページの写しでよろしいでしょうか。	様式第3～5号に掲載した業務の業務名、発注者、受注形態、契約年月日、契約期間等が記載された部分の写しを提出してください。
・検査済証の写し		
37	「B 検査済証の写し」は、国外物件及び現時点において工事完了前の設計実績については添付ができませんが、その場合は実績を確認できる公表された資料等を添付することでよろしいでしょうか。	海外物件は、法令をはじめ国内と条件が異なる部分が多いため、業務実績として取り扱いません。 なお、検査済証の写しが添付できない場合は、代わりに設計業務の完了並びに当該施設の概要(用途、規模、構造、施設完成(予定)年月等)を客観的に証明できる資料を、必要に応じて1つないし複数提出してください。 (例)PUBDIS[公共建築設計者情報システム]業務カルテの写し、契約金額が入金されたことがわかる通帳の写し、確認済証の写し など
38	基本設計または実施設計は終了していますが、現場終わっていない場合、検査済証は提出できませんがよろしいでしょうか。	(同 No.37)
39	様式第3号に記載した事務所の業務実績の建物用途および面積を証する書類(検査済証の写し等)は基本設計の場合、基本設計図書の概要書でもよろしいでしょうか。またその他の資格証の添付の必要はございませんか。	(同 No.37)

NO.	質問	回答
40	「B検査済証の写し」について、建物が完成していない場合や基本設計・実施設計が完了したばかりの場合は検査済証がありません。その場合、Bは添付不要と考えてよろしいですか。またその場合に「C用途別面積内訳表」に記載する「延べ面積(建築物全体)申請部分の面積」は、(注2)の「検査済証の掲載数値と一致させること」の限りでないと考えてよろしいですか。	(同 No.37)
41	「建物用途および面積を証する書類」は、PUBDIS 業務カルテまたは実施設計図面(建築概要書)でよろしいでしょうか。	(同 No.37)
⑤提出方法		
42	代表企業参加表明書の提出について、参加表明書は2部提出とありますが、(別添3)の「3 添付書類」に記載されている添付書類については1部の提出でよろしいでしょうか。	添付書類も含め、参加表明書は2部提出してください。
43	代表企業参加表明書の書式(様式第1号～第6号)については、クリップ留め又はホチキス留めでしょうか。	クリップ留めで提出してください。
44	添付書類(1)～(8)については、クリップ留め又はホチキス留めでしょうか	クリップ留めで提出してください。
10 参加表明書等に関する質問の受付及び回答		
45	質疑について市より回答いただいても納得や理解が出来ない場合の追加説明や再質疑は可能でしょうか。	参加表明書等に関する質疑は、説明書5ページ「10 参加表明書等に関する質問の受付及び回答」のとおりです。
11 技術提案書の提出者を選定するための基準		
①事務所の能力		
46	類似施設の面積は1/2とする。との記載がありますが、例えば15,000㎡の庁舎(同種)より40,000㎡の事務所(類似)のほうが評価の点数が高いのでしょうか。	「類似業務は、1/2の床面積の同種業務と同等の実績等として評価する」とは「同一の床面積であれば類似業務は同種業務の1/2の評価になる」ことを意味します。 なお、業務実績の評価は、面積については事務所では20,000㎡以上の同種業務を、技術者では10,000㎡以上の同種業務を優先して記載する方が優位となります。
47	類似業務(事務所)で30,000㎡の床面積であれば、同種業務の15,000㎡と同じ評価となるのでしょうか。	(同 No.46)
48	業務実績の評価(同種、類似共)は、延床面積で評価に差がつけられるのでしょうか。	(同 No.46)

NO.	質問	回答
49	(様式第3号)事務所の同種業務及び類似業務の実績等において「注意事項」の「類似業務は、1/2の延床面積の同種業務と同等の実績等として取り扱うので留意すること」の意味は例えば30,000㎡類似業務は、15,000㎡の同種業務の評価となるのでしょうか。	(同 No.46)
50	(様式第3号)事務所の同種業務及び類似業務の実績等においての評価は、同種及び類似の延床面積15,000㎡以上の評価には延床面積が大きいほど評価は高いと考えてよろしいでしょうか。その場合15,000㎡が最低評価点となるのでしょうか。	(同 No.46)
②技術者の能力		
51	技術者の能力の主任担当技術者の能力は建築(意匠)主任担当技術者のみの評価と見受けられますが、その他の技術者(構造、設備、電気等)評価外となるのでしょうか。	配点はありませんが、技術提案書の提出者を選定する際に参考にすることがあります。
③技術提案書の提出者の選定数		
52	技術提案書の提出者の5者を選定するとありますが、この5者の公表は、あるとすればどのタイミングでしょうか。	選定結果の取扱いは、説明書6ページ「12 選定結果に関する事項」のとおりです。なお、技術提案書の提出者に選定された事業者名は公表いたしません。
53	技術提案書の提出者に選定された場合、最終評価は技術提案書の評価のみで行なわれるのでしょうか。それとも参加表明書の評価と合算されるのでしょうか。	最終評価は、参加表明書の評価と技術提案書の評価を合算して行います。
19 その他		
54	技術提案参加者には参加費用等の報奨金等がありますか。	経費の取扱いは、説明書11ページ「19 その他」の(4)のとおりです。なお、報奨金等はありません。
55	申請書等に虚偽、偽り等があった時は指名名簿からの削除及び指名停止等の処分はお考えですか。	虚偽の記載又は記載内容と異なる取扱が行われたと認められる場合は、説明書「19 その他」(5)に基づく措置を行います。また、本市に損害が生じた場合は賠償を求めることもあります。

競争参加資格審査申請書

NO.	質問	回答
56	岐阜市競争入札参加資格者名簿への登録手続きを進めておりますが、競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務)の添付書類は、岐阜市競争入札参加資格者名簿への登録手続きの関連書類を添付するものと考えてよろしいでしょうか。	岐阜市競争入札参加資格者名簿への登録手続きの関連書類を添付する必要はありません。なお、参加資格を満たすには、参加表明書の提出時に岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていることが必須となります。
57	競争参加資格審査申請書で登録事業名、登録番号、登録年月日を記載する箇所がありますが、岐阜市行政部契約課より通知される「入札参加資格者名簿登載承認通知書」の記載内容でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。